**認定心理カウンセラー養成講座 申込書**

「受講約款」「個人情報のお取扱いについて」に同意し、精神保健心理士養成講座の受講を申し込みます。

申込年月日 　　201　 年　　 月　 　日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 性　別 | 年　齢 | 生 年 月 日 |
| 氏　　名 |  | 男　女 | 　歳 | (西暦) 年月　 日 |
| 住　　所 | 〒 |
| 電　　話 |  | 携帯電話 |  |
| E-mail |  |
| 勤務先名 |  |
| 本人確認写し | １.免許証　２．健康保険証　３．国民年金手帳　４．旅券　５．外国人登録証 |
| 職　　種 | 1.営業　 2．技術・製造　 3.販売 4.事務　　5.人事　　6.教育・研修 7.相談　8.医療・福祉 9.保育　10.経営管理・指導 11.その他（　　 　 　　） |
| 仕事の休み | １.平日 (　　　曜日)　２.土日　３.日　４.シフト制　５.その他（　　　　 　　） |
| 現在お持ちの関連資格 | 1.　産業カウンセラー　　2.　臨床心理士　　3.　精神保健福祉士4.　看護師　　5.　保健師　　6.　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　) |

※申込書にご記入いただく前に、「精神保健心理士養成講座受講約款」「個人情報のお取り扱について」をご一読いただき、確認・同意をいただきましたら記入をお願いいたします。

※精神保健心理士養成講座受講約款・個人情報のお取扱いについての用紙は、各自保管をお願いいたします。

※申込書にご記入いただく氏名、住所、電話等の個人属性情報は、本講座に関わる

事務管理、個人を特定できないデータに加工した調査研究資料の範囲で利用させて

いただきます。

**認定心理カウンセラー養成講座 受講料支払い申込書**

支払い希望回数に○をつけて下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 1 回払い | 初回支払い金額375,840 円  |
|  | 2 回払い | 初回支払い金額187,920 円 2回目のお支払い金額187,920 円 |
|  | 3 回払い | 初回支払い金額138,840 円 2回目～3回目のお支払い金額120,000 円 |
|  | 6 回払い | 初回支払い金額130,840 円 2回目～6回目のお支払い金額50,000 円 |
|  | 11 回払い | 初回支払い金額81,840 円 2回目～11回目のお支払い金額30,000 円 |
|  |  |  |

支払い方法についてのご注意

※初回のお支払いが確認できましたら、初回受講時に教材をお渡しいたします。

※お支払いは現金をお持ちいただくか、「栃木こころの保健室」が指定する口座に毎月末日までにお振込みお願いいたします。

※お振込み手数料はご負担下さい。

※お振込みの控えは講座が終了するまで大切に保管下さい。控えをもって領収証とさせていただきます。お振込み確認完了の連絡はいたしません。

※お振込みの際は、必ず申込者の個人名でお願いいたします。

※住所、氏名、メールアドレス、電話番号に変更がある時は、速やかに「栃木こころの保健室」までお知らせ下さい。

私は上記内容に同意し毎月お支払いすることを約束いたします。

 201　 年 　 月 　 日

氏　　　名 　 　　　　　　　　　　　　　　　㊞

《お問合せ》

栃木こころの保健室

〒321-4217　栃木県芳賀郡益子町益子１０５１－７

TEL： 090-8314-5450

**精神保健心理士養成講座 受講規約**

本規約は、栃木こころの保健室（以下、甲という）が実施する精神保健心理士養成講座（以下講座という）に適用される条件を定めたものです。講座を受講しようとする者（以下乙という）は、本約款に同意したうえで受講の申込みを行ったものとみなします。

【第１条　受講契約の成立】

１．受講契約は、乙が甲に講座受講申込書、課題論文を提出し、講座受講料を支払い、甲の承諾によって成立するものとします。

２．カウンセリングの学びは、乙に心理的作用が大きい学びとなることを鑑み、甲は乙に対し、乙が履修困難な心身の状況と判断した場合、契約の取り消し、もしくは休校を命ずることがあり、乙はそれに従うものとします。

【第2条　申し込み】

1. 受講者が講座への申し込みについて、受講者は、甲に対して甲所定の講座申込書に押印し、送付することによって、これをおこなうものとします。この場合、かかる申し込みは、甲に到達することを要します。
2. 前項にかかわらず、初回の本講座への申し込みをおこなう受講者、申込日現在において精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病質が設けられているものを含む。以下、本項において同じ）に通院している受講者、または未成年である受講者による申し込みについては、受講者は、当社に対して次に掲げる書類（以下、「申込書等」といいます）を郵送することによって、これをおこなうものとします。この場合、かかる申し込みは、当社に到達することを要します。
3. 本規約書
4. 甲所定の講座申込書
5. 次に掲げる本人確認書類

イ　運転免許証

ロ　健康保険証

ハ　国民年金手帳

二　児童扶養手当証書

ホ　母子健康手帳

へ　住民基本台帳カード（氏名、住所、生年月日記載のあるもの）

ト　旅券（パスポート）

チ　外国人登録証明書

1. 申込日現在において精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病質が設けられているものを含みます）に通院している受講者にあっては、かかる病院の医師の診断書
2. 未成年者の受講者にあっては、親権者の同意書
3. 前各号に規定するもののほか、別途甲が必要とするもの

【第3条　講座の実施】

甲は、受講案内書記載の日時に講座を実施します。ただし、自然災害などやむを得ない事情がある場合には、日時等を変更または代替措置を講ずることとします。

【第４条　受講可能期間】

受講者は、申込書に記載された申込日より、2年間を受講期間とする。受講期間中であっても、同内容の2回目以降の受講は再受講料の負担が発生する。

再受講は、本講座開催中を限度とする。

【第５条　受講契約の解除】

１．受講契約の解除は、書面により行うものとします。

２．開講前に受講契約を解除する場合には、以下の基準を適用します。

①開講日前4週間の応当日（応当日が土曜､日曜､国民の祝日にあたる場合はその前日までの甲の事務取扱日）までの申し出については、乙の支払った受講料より事務取扱手数料（振込み手数料を含む）として2,000円を控除した金額を返還します。

②開講日前4週間の応当日を経過し開講日前日（開講日前日が土曜､日曜､国民の祝日にあたる場合はその前日までの甲の事務取扱日）までの申し出については、乙の支払った受講料より講座開講の経費（受講料の１５％相当分とテキスト代32,400円）を控除し、併せて事務取扱手数料（振込み手数料を含む）2,000円を差し引いた金額を返還します。

３．開講日以降は、以下の場合を除き乙から受講契約の解除はできません。

①乙が事故または重大な心身の疾病によりそれ以降の受講が不可能になり、かつ医師の診断書が提出された場合。

②乙が死亡した場合。

４．前項による返金等は、所定の基準に基づく取扱いとします。

５．甲は、乙が受講中に講師、実技指導者等の指示に従わず、または故意に講座の進行に支障を及ぼすなど乙の受講が適切でないと判断した場合には、契約を解除することができます。この場合、講座受講料は返金しません。

【第６条　休学】

1. 受講者は、甲所定の書面である「休学届・編入希望届」を郵送することによって、後期に開催する講義のすべてについて、休学を申し込むことができるとします。この場合、かかる申し込みは、甲に到着する事を要します。
2. 前項の休学の有効期間は、1年間とします。

【第７条　修了認定】

乙が、所定受講時間数および課題学習等を修了した場合、または甲の指定する補講等を受講し修了要件を満たした場合には、受講を修了したものとします。ただし補講受講に必要な費用は乙の負担とします。

【第８条著作権】

１．講座に関する著作権は、甲または使用するテキストや資料等の作成者に帰属します。配布するテキスト、ビデオテープ、その他一切の教材の複写複製または他での使用はできません。

２．乙は、講座内容を録画・録音することはできません。録画録音に関して特別に講師の許可があった場合でも、それを複写複製または他で使用することはできません。

３．乙は、講座の具体的な内容をインターネットや出版物等を通じ公表することはできません。

【第10条　受講に関する支援】

１．講座は、原則として日本語で行い、他の言語による通訳等のサポートはいたしません。

２．受講にあたり補助・介護など特別な支援を必要とする場合には、甲の事前の承諾を得るものとし、それに関わる費用、手配は乙の負担とします。

【第１１条　禁止事項】

1. 講師、職員、甲の業務委託先、その他の甲に関係するもの、または他の受講者に対する侮辱的言動または暴行、傷害もしくは脅迫
2. 方法の別を問わない、甲に対する業務妨害
3. 講義中に私語を話すこと
4. 講義中の携帯電話の使用
5. 校舎の電源の使用
6. 講義中の音楽の観賞
7. 講義内容の開示または漏洩
8. 自己以外の第三者による受講の許諾またはその幇助
9. 受講契約が成立していない講座の受講
10. 前各号に規定するもののほか、甲が甲のカリキュラムまたは業務の支障となると判断した行為

【第12条　免責事項】

1. 甲の責めに帰さない事故、講座を実施する施設内において生じた盗難および紛失などについては、甲は責任を負いません。
2. 甲は、受講者が講座の知識もしくは技芸を習得すること、または資格を取得することを保証しません。
3. 甲は、講座の内容を利用して受講者がおこなう事業が商業的に成果を上げることを保証しません。

【第13条　情報保護】

１．甲は、本講座に関連して収集した情報については、個人情報保護法を遵守し、適切に取り扱います。

２．乙は、本講座に関連して知りえた個人情報等を第三者に開示できません。

3．甲は、他の受講者による受講者の個人情報の取り扱いについて、何らの保証をせず、また何らの責任を負いません。

【第14条　受講の中断および取り消し】

1. 受講者に次の各号に掲げる事項に該当する場合、甲は、事前に催告することなく、受講者に対して通知することによって、他の権利または救済手段を失うことなく、受講契約を終了させ、当該受講者の受講資格を停止または将来に向かって取り消すことができるものとします。
2. 甲に対する申し込みにおいて、受講者が虚偽の申請を行ったことが判明した場合
3. 受講内容が適切に理解できない可能性がある場合、その他の甲が講座の受講者としての適格性に欠けると判断した場合
4. 受講者が第６条、第８条、各号の禁止行為を行った場合
5. 受講者が本規約に違反した場合
6. 前各号に掲げるもののほか、受講者として不適切と当社が判断した場合
7. 前項各号に該当する場合のほか、甲は、受講者が講座進行の妨げとなるものと判断した場合、または受講者が他の受講者の迷惑となるものと判断した場合、カリキュラムの開講中であっても、退席を命じることができるものとし、受講者は、かかる指示に従うものとします。
8. 受講者の受講資格が停止または将来に向かって取り消された場合において、当該講座の受講料について未払いがあるときは、受講者は、甲に対して直ちに当該講座の未払い分の授業料を支払うものとします。

【第15条　損害賠償】

1. 受講者が本規約に違反する行為によって、または本講座に起因または関連して、甲に損害を与えた場合、受講者は甲に対して、かかる損害の一切を補償するものとします。
2. 受講者が本規約に違反する行為を行った場合、受講者は、甲に対して、前項の保証とは別に違約金として、甲の損害の発生の有無を問わず、損害の原因となった講座の授業料の２倍に相当する金額を支払うものとします。
3. 前項にかかわらず、現実に発生した損害が前項の金額を上回った場合、甲は、前項の金額に加えて、かかる上回った金額の損害賠償を請求できるものとします。

【第16条　第３者からのクレームおよび訴訟】

受講者は、受講者または甲に対して提起された講座の内容に基づいて受講者が行った行為についてのあらゆる第三者からのクレーム、請求、損害賠償および訴訟、ならびにそれらに関連して受講者に生じた賠償責任、損害、裁定、処罰、罰金、費用または支出（合理的に弁護士費用その他の訴訟費用等を含む）について、自己の費用でその解決にあたるものとします。

【第17条　権利義務の譲渡】

甲および受講者は、本規約に別に定める場合を除き、本規約の全部または一部ならびにこれらによって生ずる権利の全部または一部を、譲渡、移転もしくは担保に供することまたは第三者に承継させることができないものとします。

【第18条　通知】

乙は、住所、氏名を変更したときは、遅滞なくその旨を書面により甲に連絡しなければなりません。変更の通知がない場合には、甲は乙に送付すべき郵便物は受講申込書に記載された乙の住所宛に発送すれば足り、その郵便物は通常到達すべき時に到達したものとみなします。乙に発送された郵便物が乙の不在のため郵便局に留置されたときは、留置期間満了時に乙に到達したものとみなします。

【第19条　責任の制限】

講座に関連する乙の請求に対する甲の累積的責任は、講座受講料を上限とします。

【第20条　管轄裁判所】

本契約に関して問題が生じた場合は、宇都宮地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

栃木こころの保健室

2016年３月20日改定

**個人情報のお取扱いについて**

講座応募時にご記入、ご提供いただきます個人情報は、下記に基づき厳正な管理をいたします。

【１．個人情報とは】

個人情報とは、氏名、生年月日、住所、電話番号、ＦＡＸ番号、電子メールアドレス、勤務先名等によって個人を識別できる情報のことをいいます。

【２．個人情報の利用目的】

申込書にご記入いただく個人情報は、養成講座に関わる事務管理、個人を特定できないデータに加工した調査研究資料の範囲で利用させていただきます。

ご提供いただく個人情報は任意ですが、ご提供いただけなかった場合、講座受講に際して不具合が生じる場合があります。

【３．個人情報の第三者への提供及び外部への委託】

ご提供いただいた個人情報は、上記の目的での利用または法律で定められている場合および当協会と業務委託契約を締結した委託先、公共機関を除いて、ご本人の同意を得ず第三者へ開示・提供または外部へ委託することはございません。

【４．個人情報の開示・訂正・削除】

ご提供いただいた個人情報について、開示、内容の訂正、追加または削除を請求することができます。個人情報の開示・訂正・削除を請求される場合は、養成講座申込み先にご連絡をお願いいたします。なお、本請求にあたり、ご本人であることを確認させていただきます。

栃木こころの保健室

2016年３月20日改定